

宮崎	五三	四八	五〇〇	四〇八	二六	四三	青森	五九	四三	四九二	三三三	五三	四七八
那覇	八	一〇九	一九	七	七	七	札幌	六五	八五	一〇五	九〇〇	五七	八五九
仙臺	三九	三四	二五八	二八五	二四	二九〇	函館	六四	三八	三六	二六一	一〇六	三五五
福島	四九	四七	五〇〇	四三	四三	六九	旭川	四〇	三五	二九七	二四六	三〇一	三四
山形	二六	三六	二四一	二六	三三	二七	釧路	三六	三九	三七三	二九	三〇	二九九
盛岡	二九	三四	四三	三六	三〇	三四	太田	一四	一四	一五七	一六一	一七	一五
秋田	三三	四一	四九	三五	三三	四六	計	五、二五	五〇三	四六九	四、四	四、二七	四、七

東京市に於ける市民調査の施行

戦時下物資配給の正確なる基礎資料整備の必要から東京府及市に於ては昭和十五年七月一日現在の府民調査及市民調査を施行したが、其の今後の集計結果は都市人口問題上にも新しい一資料を加へるものとして期待されるゝところが多い。

特に東京市の市民調査に關する東京市民調査提要の一部を摘記すれば次の如くである。

東京市民調査提要(調査の要綱)

- 一、調査の主旨 本調査は東京市民籍に關する最新資料を急速に徴收し一般生活必需品の需給調整に關する緊要な對策の樹立實行上須要なる基礎資料の作成整備を目的とす。
- 二、調査の時期 本調査は昭和十五年七月一日現在を以て調査す。
- 三、調査の範圍 本市内に定住する者を以て構成する世帯及び其の世帯員に付調査す。
但し左記を除外する。

一、宮城、離宮、皇族の殿邸其の他之に準すべき

箇所

- 二、外國の大使館、公使館
- 三、陸海軍の部隊及艦船
- 四、刑務所、留置場

(一) 世帯には普通世帯と準世帯とがある。

(イ) 普通世帯とは住居及家計を共にする者を含む。家族は勿論、主家で寝泊りする雇人(抱藝妓、住込女給等も雇人と看做す)は其の世帯員とする。

一人にて住居を有し家計を立て居る者も一の普通世帯である。

家計を共にするも別に住居を有する者は住居を異にする毎に各一の普通世帯である。

一軒の家でも間借りや二階借りをして別世帯を營んで居る者があれば夫々別の世帯とする。

(ロ) 準世帯とは寄宿者、下宿屋、合宿所等に在る家計を共にしない者の集りをいふ。

下宿屋の場合には營業主の家族、雇人から成る世帯を一つの世帯とし、下宿人は之を一纏めにして別の準世帯とすること。但し素人下宿の下宿人の如きは其の世帯(下宿先)の世帯員

とする。

(二) ここに定住者とは常時市内に住居を有する者をいふ。

(イ) 随つて民法の住所とは大多数の場合一致するが、民法の住所の要件を爲す生活の本據たる事を要するものでない。平常居住の場所であればよい。而して定住地は唯一のものとするべきであるから交代に二軒の家に住んで居る者の如きは何れか一軒に決まなくてはならない。

(ロ) 一時の旅行とか入院とかして居る者は平常居る世帯の世帯員に加へる。

(三) 水上生活者に就ては警視廳に依頼する事になつてゐる。

四、調査票及調査の事項(調査表及調査事項に就いては別掲「市民調査票」参照)

五、調査の機關 本調査は區長が市長の指揮を受け區内の調査の執行を掌るのであつて、之が執行に關する事務は隣組區域により隣組長に委嘱する。

六、調査の方法

(一) 調査票用紙その他の印刷物の交付 市民調査票用紙其の他の印刷物は市長から區長、町會長を経て隣組長に夫々交付する。

(二) 實 査 隣組長は所屬町會名、隣組名、世帯番號を記入の上、一世帯正副二通宛市民調査表用紙を世帯主又は世帯管理者(準世帯の管理者)に配付する。

世帯主又は世帯管理者(以下世帯主とあるは世帯管理者を含む)は調査票用紙に各調査事項を記入し署名又は捺印の上七月一日迄に隣組長に提出する。

世帯主にして調査事項の記入をなすことの出来ない者ある時は隣組長は調査票蒐集の際、口頭を以て申告させ代つて記入をなし讀み聞かせた上これを蒐集する。

(三) 調査票の検査、整理竝に提出 隣組長は市民調査票の記入事項を仔細検査の上檢印欄に檢印、調査票の世帯番號順に整理し要計表を添へて七月三日までに町會長に提出する。町會長も亦其の町會所屬の世帯の要計表を作成し一通は手元に保管し他の一通に隣組長が作成せる要計表を添へて七月五日までに區長に提出する。區長は市民調査票を町會長より受取つた時は其の記入事項を一枚毎に検査し、誤謬又は脱漏ある時は隣組長をして其の訂正の手續を取りしめる。區長は其の手續を終つた後其の調査票に區に關する要計表、町會に關する要計表と隣組に關する要計表とを整理して七月七日までに市長に提出する。

七、要計表の作成(要計表略)

市 民 調 査 票

隣組長
檢 印

昭和十五年七月一日現在		世帯主氏名	捺 印
所屬町會名	隣 組 名	世帯番號	
所轄警察署名	警 察 署	巡 査 派 出 所 名	又ハ 駐 在 所 名
世帯所在地	區	町	丁目 番地 方
準世帯ノ種類	管 理 人 ノ 名	瓦 斯 設 備	有・無・
室 數	室 疊 數	疊 風 呂 用 燃 料	石炭・煉炭・其ノ他
氏 名	男 女 別	出生ノ年月日	世帯ニ於ケル地位
1.		年 月 日	職 業
2.		年 月 日	從業ノ場所
3.		年 月 日	
4.		年 月 日	
5.		年 月 日	

(表)
枚ノ内第 號

東 京 府 東 京 市 〇 警 視 廳

氏 名	男 女 別	出生ノ年月日	世帯ニ於ケル地位	職 業	從業ノ場所
6.		年 月 日			
7.		年 月 日			
8.		年 月 日			
9.		年 月 日			
10.		年 月 日			
11.		年 月 日			
12.		年 月 日			
13.		年 月 日			
14.		年 月 日			
15.		年 月 日			
16.		年 月 日			
17.		年 月 日			

(裏)

財團法人人口問題研究會の罹災

厚生省内に事務所を置いてゐた財團法人人口問題研究會は昭和十五年六月二十日の火災に際し類焼の厄を蒙り其の苦心蒐集せる文献の大半を喪失したが、厄後直ちに厚生省社會局生活課内に事務所を設け鋭意復舊に努めてゐる。

厚生科學研究會の創立並機關誌「厚生科學」の創刊

時代の要求に添ひ厚生科學に關する理論並に應用の發達を促進するを目的として創立された厚生科學研究會は既に其の發會式を昭和十五年一月二十三日公衆衛生院に於て舉行し、別掲の如き會則を議定し、評議員選舉、理事互選を行ひ、また公衆衛生院長林春雄博士を會長に推せるものであるが、更に本年五月同會の機關誌として季刊「厚生科學」の第一卷第一號を刊行した。其の内容目次は別掲の如くである。

厚生科學研究會會則

名稱

第一條 本會ヲ厚生科學研究會ト稱ス

目的及事業

第二條 本會ハ厚生科學ニ關スル理論並ニ其應用ノ發達ヲ促進シ併セテ會員相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ其ノ目的達成ノ爲メ次ノ事業ヲ行フ

1 機關雜誌ノ發行並ニ其他ノ出版

2 研究会、講演會、學會等ノ開催

3 其他本會ノ目的達成ニ資スル事業

會員

第四條 會員ヲ分チテ次ノ三種トス

1 名譽會員

名譽會員ハ特ニ吾邦衛生ノ進歩改善ニ功勞大ナリシモノニシテ總會ノ決議ヲ經テコレヲ推薦ス

2 贊助會員

特ニ本會ノ趣旨ニ贊同シテ援助セントスル者ニシテ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

3 普通會員

衛生ニ關スル研究又ハ實務ニ携ハル技術家其他一般ニ衛生ノ研究又ハ實務ニ密接ナル關係ヲ有スル者

第五條 普通會員タラントスル者ハ其ノ氏名、住所、職名ヲ記シ會員ノ紹介ヲ以テ本會事務所ニ申込ミ理事會ノ承認ヲ經テ之ヲ定ム

第六條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ其他ノ不都合ノ行爲アル時ハ理事會ノ決議ニリテ除名スルコトアルベシ

第七條 本會ニ役員トシテ會長一名、理事、評議員、幹事各若干名ヲ置ク

役員ノ任期ヲ二ヶ年トシ再選ヲ妨ゲズ但シ次期ノ役員就任スルマデハ其任ニアルモノトス

尙事業處理ノ必要ニ應ジテ雜誌編輯委員及事務員ヲ置ク

第八條 評議員ハ會員中ヨリ之ヲ選舉ス

理事ハ評議員中ヨリ之ヲ互選ス

會長ハ理事中ヨリ互選ニヨリ之ヲ定ム

理事ニ庶務理事、會計理事並ニ編輯理事ヲ置キ會長之ヲ委囑ス

編輯委員ハ會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス

事務員ハ會長之ヲ囑託ス

役員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ會長ノ指名ニヨリ之ヲ補缺スルコトヲ得

第九條 會長ハ本會ヲ代表ス

理事ハ理事會ヲ組織シ本會ノ常務ヲ處理ス 評議員ハ理事會ヨリ附議セラレタル主要ナル事項ヲ審議ス

總會及會議

第十條 本會ハ毎年一回通常總會ヲ開ク

第十一條 理事會ニ於テ必要ト認ムル場合又ハ會員ノ要求アリテ理事會之ヲ適當ト認ムル場合ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十二條 總會ノ議事ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ決ス

第十三條 理事會ハ會長必要ト認メタルトキ之ヲ開催ス

第十四條 評議員會ハ會長必要ト認メタルトキ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ開催ス

會計

第十五條 本會ノ經費ハ會費及理事會ノ承認シタル寄附金ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十六條 普通會員ノ會費ハ年額三圓又ハ一時金五十圓トス

贊助會員ノ會費ハ年額二十圓又ハ一時金百圓以上トス

第十七條 會計決算ハ曆年度トス